○東北地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

七号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
	大館市岩瀬字善知鳥坂二〇番六から同市岩瀬字新焼谷三九番一まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十三年十二月十九日

○東北地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

七号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
	大館市長走字下内沢外三国有林から同市長走字薄場三三番五まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十三年十二月十九日

○中国地方整備局告示第百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十九日

中国地方整備局長　戸田和彦

第１　起業者の名称　広島県

第２　事業の種類　県道尾道新市線改築工事（広島県尾道市原田町梶山田地内）

第３　起業地

１　収用の部分　広島県尾道市原田町梶山田字白埴及び字白埴山地内

２　使用の部分　広島県尾道市原田町梶山田字白埴及び字白埴山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県尾道市美ノ郷町三成字平山地内から同市原田町梶山田字真野原地内までの延長4,830ｍの区間を全体計画区間とする「県道尾道新市線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道尾道新市線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により広島県知事が県道に認定した路線であり、広島県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることなどから、起業者である広島県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、広島県東部に位置する広島県尾道市美ノ郷町三成字平山地内の一般国道184号との交差点を起点とし、同県福山市新市町大字相方地内の県道松永新市線との交差点を終点とする延長19.9㎞の幹線道路である。

本路線のうち、尾道市原田町小原地区及び同市原田町梶山田地区（以下「原田町地域」という。）は、尾道市中心街から北方約10㎞に位置する、世帯数約600、人口約1,400人（平成22年11月末現在）の中山間地の農村集落地域である。

本路線は、原田町住民の日常生活圏である尾道市役所等の公共施設が存する尾道市中心街と、原田町地域とを一般国道184号を経由して結ぶ唯一の生活道路であり、通勤や買い物などの日常生活及び経済活動においても重要な役割を担っている主要な幹線道路である。

しかしながら、本路線起点から尾道市原田町梶山田字真野原地内の県道下川辺尾道線との交差点までの延長4,830ｍの区間（以下「現道」という。）は、車道の幅員が3.2ｍと狭小な区間箇所や、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない屈曲部が50箇所もあることから、見通しが悪く、通行車両等の離合も困難な箇所があるなど、安全かつ円滑な交通を著しく阻害されている状況にある。

さらに、本路線の一部が小中学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道の整備もされていないことから、通学時間帯には特に交通弱者である児童、生徒が危険にさらされる状況にあるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況にある。

本件事業が完成すれば、幅員狭小や線形不良の解消が図られ、道路構造令に定める基準を満たした良好な線形を有する２車線道路が整備されるとともに、歩道の設置により歩行者の安全な通行が確保されることから、地域の主要な幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気汚染、騒音及び振動について、環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で実施した動植物に関する調査等によると、全体計画区間周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく動植物について、広島県環境県民局環境部自然環境課に照会を行った結果、種の保存法に定める希少動植物の存在は確認されていないが、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年３月広島県発行、以下「広島県レッドデータブック」という。）に掲載されている準絶滅危惧のドンコ、ギフチョウの生息が過去に確認されているとの回答を得た。

この回答に基づき起業者が現地調査を行った結果、回答のあった準絶滅危惧種の生息は確認されなかったものの、広島県レッドデータブックに掲載されている準絶滅危惧のギンラン、チュウサギ及びトノサマガエルの生息が確認された。

このうち、ギンランについては本件事業による直接改変区域内において生育が確認されているが、この種の生育に適した環境が周辺に見られることから、工事施工前に確認調査を行い、生育が確認された場合は、工事による影響を受けない環境類似区域に個体の移植を行い、保全措置を行うこととしている。

また、チュウサギ及びトノサマガエルについては、本件事業による直接改変区域外で確認されており、本件事業施行後も周辺には同様の生息環境が広く存在すること、また、工事中は生息地への土砂及び濁水の流出を防止する対策を行うことから、本件事業による影響は軽微であると予測されている。

さらに、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。